

2015年7月31日

日 本 銀 行

新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始に伴う「日銀ネットにおける
オンライン入力締切時刻等に関する件」の全面改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会において、新日銀ネット第2段階開発分（日本銀行金融ネットワークシステムについて、その対象業務等のうち、金融市場調節および国債の入札関連業務ならびに国債の売買による金融市場調節等の受渡関連業務以外のものを対象として新たに構築するシステムをいう。以下同じ。）の稼動開始に際し、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「日銀ネットにおけるオンライン入力締切時刻等に関する件」（平成14年5月10日決定）を別紙1のとおり全面改正すること。
2. 「当座勘定（同時決済口）基本要領」（平成20年7月25日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「当座勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」（平成12年10月17日決定）を新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始日をもって廃止すること。
4. 「日中当座貸越基本要領」（平成12年10月17日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
5. 付記電文付振替にかかる取扱いを新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始日をもって廃止すること。

以 上

<本件照会先>

決済機構局 金沢 (03-3277-2432)

ひくま
引馬 (03-3277-1173)

「日銀ネットにおけるオンライン入力開始時刻等に関する件」（全面改正）

1. 日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済および国債決済にかかるオンライン入力開始時刻を午前 8 時 30 分とし、同オンライン入力締切時刻を午後 7 時とすること。
2. 日銀ネットを利用する全ての先が日銀ネットの利用にかかる事務処理体制を整える時間帯（以下「コアタイム」という。）を設けることとし、コアタイムを、当座預金決済のうち外国為替円決済にかかるものを除いたものにあつては午前 9 時から午後 5 時までとし、当座預金決済のうち外国為替円決済にかかるものにあつては午前 9 時から午後 3 時までとし、また、国債決済にあつては午前 9 時から午後 4 時 30 分までとすること。
3. 日銀ネットにおける当座預金決済または国債決済の円滑を確保するため特に必要があると認められる場合には、総裁が適当と認める日において、1. のオンライン入力開始時刻を繰上げ、または 1. のオンライン入力締切時刻を繰下げることができるものとする。

（附則）

本件は、1. 中、国債決済にかかるオンライン入力開始時刻およびオンライン入力締切時刻の決定に伴う日本銀行国債振替決済業務規程の一部改正について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 48 条において読み替えて適用する同法第 17 条の規定に基づく認可が得られることを条件に、新日銀ネット第 2 段階開発分の稼動開始日から実施する。

「当座勘定（同時決済口）基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 預り金

(1) 略（不変）

(2) 受入れ

預り金の受入れは、利用先からの依頼に基づく当該利用先の当座勘定（~~当座勘定（同時担保受払時決済口）~~および当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。以下同じ。）からの振替または、当該利用先以外の利用先からの依頼に基づくその当座勘定（同時決済口）からの振替または5. に定める振替社債等資金同時受渡にかかる入金により行う。

(3) 払出し

預り金の払出しは、利用先からの依頼に基づく当該利用先の当座勘定への振替または、当該利用先以外の利用先の当座勘定（同時決済口）への振替または5. に定める振替社債等資金同時受渡にかかる引落としにより行う。

(4) 当座勘定（同時決済口）間の振替等の方法

イ. 本行は、当座勘定（同時決済口）間の振替または5. に定める振替社債等資金同時受渡にかかる入金および引落とし（以下（4）において「振替等」という。）の依頼（ハ. により待ち行列に待機した振替等の依頼を含む。）の中から、同時に行うことが可能な複数の振替等の組合せ（利用先からの振替等の依頼に基づく預り金の払出しを当該利用先以外の利用先等からの振替等の依頼に基づく預り金の受入れと同時にいった場合に、当該利用先の預り金が不足することのない振替等の組合せをいう。）を別に定める方法により特定した場合には、当該複数の振替等を同時に実行する。

ロ. 本行は、イ. により複数の振替等を同時に実行しない場合であっても、単独で行うことが可能な振替等（利用先からの振替等の依頼に基づく預り

金の払出しを行った場合に、当該利用先の預り金が不足することのない振替等をいう。)を別に定める方法により特定したときは、当該振替等を実行する。

ハ. 本行は、ロ. により振替等を実行しない場合には、当該振替等の依頼を利用先毎に設ける待ち行列に待機させる。

(5) 略 (不変)

○ 4. の次に次の5. を加える。

5. 振替社債等資金同時受渡に関する取扱い

本行は、振替社債等資金同時受渡（振替社債等と資金を同時に受渡す取引をいう。以下同じ。）にかかる資金の受渡しを実行するため、株式会社証券保管振替機構および利用先（振替社債等資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用する先に限る。以下同じ。）からの依頼に基づき、当該利用先の当座勘定（同時決済口）からの引落としおよび当該利用先以外の利用先の当座勘定（同時決済口）への入金を同時に行うものとする。

(附則)

この一部改正は、新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始日から実施する。

「日中当座貸越基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、日本銀行当座預金決済の円滑化を図る趣旨から、本行が当座勘定（当座勘定（~~同時担保受払時決済口~~）および当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。）における当座貸越の形態による日中流動性供与（以下「日中当座貸越」という。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 3. の次に次の3. の2を加える。

3. の2 同時担保受払

(1) 取引先が、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して国債（政府短期証券を含み、国債振替決済制度において取扱うものに限る。以下同じ。）と資金を同時に受渡す取引を行う場合において、当該取引先が希望するときは、次のイ. またはロ. に定めるとおり取扱う。

イ. 当該取引先に、受渡しの対象となる国債（以下「受渡対象国債」という。）の譲受けと同時に3. に定める根担保として差入れさせる。この場合において、受渡対象国債の譲受けにかかる資金の支払いのために必要なときは、日中当座貸越を行うものとする。

ロ. 当該取引先に、受渡対象国債を3. に定める根担保から受戻させると同時に譲渡させる。この場合において、日中当座貸越にかかる貸越金があるときは、受渡対象国債の譲渡しと同時に受入れる資金をもって貸越金を返済させるものとする。

(2) 取引先が、日銀ネットを利用して新規に発行される国債（以下「新規発行国債」という。）を取得する場合において、当該取引先が希望するときは、当該取引先に、新規発行国債の取得と同時に3. に定める根担保として差入れさせ

る。この場合において、新規発行国債の取得にかかる資金の払込みのために必要なときは、日中当座貸越を行うものとする。

(附則)

この一部改正は、新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始日から実施する。